

空港PR用うちわ製作事業業務
プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島空港利用促進協議会が発注する空港PR用うちわ製作事業業務にふさわしい業者を、価格、デザイン性、実績等において、企画競争（以下「プロポーザル方式」という。）により選定するための「プロポーザル方式業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、別表1のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、業者が提出する企画提案書の審査及び業者の選定事務を所掌する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、徳島空港利用促進協議会事務局(以下「事務局」という。)が務める。

(審査項目・配点等)

第5条 プロポーザル方式に係る審査項目・配点等は、別表2のとおりとする。

2 その他プロポーザル方式の詳細については、別に定める公募要領による。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

この要綱は、平成29年6月7日から施行する。

別表1(第2条関係)

委員長	事務局次長 (県次世代交通課長)
委員	事務局員 (徳島空港ビル(株)担当次長)
委員	事務局員 (県次世代交通課担当課長補佐)

別表2(第5条関係)

審査項目	採点	配点
1. 価格	$40点 \times (1 - \text{見積もり額} \div \text{予算額})$	40点
2. デザイン	劣・やや劣・普・やや良・良 (0・10・20・30・40)	40点
3. 提案者の実績等	劣・やや劣・普・やや良・良 (0・5・10・15・20)	20点
合 計		100点

※「1.価格」点について、小数点以下の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てるものとする。